

Gard Alert

米国沿岸警備隊バラスト水管理(BWM)プログラム - 注意

こちらは、英文記事「[US Coast Guard ballast water management \(BWM\) program - reminder](#)」(2015年11月3日付)の和訳です。

バラスト水容量が 1,500 m³ 未満または 5,000 m³ 超の船舶は、2016年1月1日以降に予定されている初めての乾ドックまでに BWM に関する米国沿岸警備隊の規則に従う必要があります。



Standards for Living Organisms in Ships' Ballast Water Discharged in US Waters(米国水域内で排出される船舶のバラスト水に含まれる水生生物の基準)に関する米国沿岸警備隊の[最終規則](#)が 2012年6月1日に発効し、[33 CFR Part 151](#) の中に規定されています。同規則は、米国水域内でバラスト水排出作業を行う船舶に対し、船舶のバラスト水容量に基づく段階的スケジュールに従い、承認された BWM 方式を使用することを要求しています。バラスト水容量が 1,500 m³ 未満または 5,000 m³ 超の既存船(2013年12月1日より前に建造されたもの)に対する、間もなく到来する 2016年1月の遵守日は、段階的遵守スケジュールの最終段階となるものです。

2016年1月以降、新造船か既存船、または米国籍か外国籍かを問わず、米国水域内でバラスト水排出作業を行うおとするレクリエーション用船舶以外のすべての船舶は、BWM に関する米国沿岸警備隊の規則の影響を受けることとなります。つきましては、メンバーの皆様には、以下のように対応されることを推奨いたします。

- ・ 米国水域内でのバラスト水作業が必要となる前に余裕をもって、自社船舶の遵守日を確認・確定し、適切な行動を開始すること。
- ・ 米国沿岸警備隊の型式承認を受けた BWMS が未だ存在せず、また各事業者ともに他の型式承認を受けたシステムに対して、実際の運転条件下において十分に動作することの確信が持ていない状況を踏まえて、船舶の遵守日の延長許可を取得することが必要かどうかを検討すること。

米国沿岸警備隊への延長要求は本来の遵守日の遅くとも 12 か月前までに提出しなければならず、その際には、あらゆる努力をしても遵守することが不可能であることを文書にしなければならないことに留意してください。また、33 CFR 151 規則では「予定されている最初の乾ドック」という言葉の定義がされていないことから、船舶の本来の遵守日を確定する際には、指針として 2015年10月22日付の [US Coast Guard Marine Safety Information Bulletin \(MSIB\) 13-15](#) を参考にするようにしてください。

延長方針に関する最新情報

2015年9月に米国沿岸警備隊は改訂ポリシーレター13-01を発行し、その中で、承認 BWM の導入に関する遵守日の延長を求める船主と運航者に対するガイダンスの最新版を示しました。2015年9月25日時点で2,000件を超える延長が認められており、申請プロセスは以前に比べさらに効率化されています。旧バージョンからの注目すべき変更点としては、以下の点が挙げられます。

- ・ 累積延長期間の上限 5 年が撤廃された。
- ・ IMO の BWM 条約に定められた基準に従い、外国の管理当局から承認を受けた処理システムである代替管理システム(AMS)の設置を選択する船舶も延長申請を行うことができるようになった。
- ・ 一括申請のオプションが強調されるなど、申請プロセスや文書要件が簡素化された。
- ・ 船舶の BWM 計画の写しを提供する要件が撤廃された。米国水域内でバラスト水排出作業を行う際に従うことになっている BWM 計画を船舶が保有しているというステートメントだけで十分となった。

- ・ 追加延長プロセスには、申請要件の明確化のためにサブセクションが設けられた。
- ・ 延長された遵守日のリマインダーとして、船舶の承認延長レターを新しい船主に譲渡できるようになった。

郵送による紙の申請書は受け付けられなくなっていることにご注意ください。延長申請は、必要な情報を記した申請ファイルを添付した電子メールなどの電子的な方法で environmental_standards@uscg.mil 宛に提出しなければなりません。

ポリシーレター 13-01 の写し、付属書類、延長申請プロセスに関するガイダンスについては、次のウェブサイト (<http://homeport.uscg.mil/ballastwater>) にアクセスし、[Regulations and Policy Documents] ページの「Extended Compliance Dates - Application, Guidance, and Approved Vessels」から入手してください。

船主・運航者の皆様は、環境保護庁(EPA)の 2013 Vessel General Permit (VGP) には、バラスト水処理技術に関する要件が含まれていることをご留意ください。2013 VGP のセクション 1.9 において、EPA は、「33 CFR 151.2036 に従って米国沿岸警備隊が延長要求を承認または否認した場合、その情報は EPA でも考慮はするものの、EPA を拘束するものではない」と述べています。そのため、出来るだけ早期に EPA に連絡を取り、2013 VGP のバラスト水処理技術の要件に関する自社船のステータスについて問い合わせることを推奨いたします。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。